

情報通信分野の外資規制の在り方に関する 主要論点の整理(案)

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年10月

| | |
|---|----------------|
| 主要論点の整理(1). 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方 | ・ ・ p 2 |
| 主要論点の整理(2). 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方 | ・ ・ ・ ・ ・ p 4 |
| 主要論点の整理(3). 外資規制の実効性確保方策 | ・ ・ ・ ・ ・ p 12 |
| 主要論点の整理(4). 外資規制の担保措置の在り方 | ・ ・ ・ ・ ・ p 16 |
| 主要論点の整理(5). 審査体制の在り方 | ・ ・ ・ ・ ・ p 20 |

[第4回会合(9月10日)配布資料4-3からの更新箇所等を黄色マーカー付で記載]

(1) 情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方

- ✓ 電波法では電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送法ではこれに加え放送の社会的影響力、NTT法では外国人等に支配されることにより被る国の安全上の問題や影響を踏まえ、それぞれの法目的から、議決権や役員等の割合に関する客観的な基準による外資規制が定められており、外国人等が合計で一定割合の議決権を保有又は役員を占めること等を規制することで意思決定において外国性を制限している。
- ✓ 他方、外為法では、個別の投資主体の属性やその行為等を勘案し、国の安全や、公の秩序の維持等を目的として、外国投資家による一定の業種に対する個々の対内直接投資等について、財務大臣・事業所管大臣による事前届出・審査制度を設け、当該投資等の変更や中止の勧告等を講じることが可能とするものである。
- ✓ 諸外国では、英国・豪州等で、個別法における外資規制が撤廃され、対内直接投資審査制度による国家安全保障を強化する動きがある。他方、米国・仏国・韓国等では、引き続き個別法による外資規制が基本的に維持されている。
- ✓ 我が国では、関係事業者を対象とした放送法等の個別法と、外国投資家を対象とした外為法でそれぞれ外国性についての規制が構築されているところ、電波の有限希少性を理由とした考え方等は引き続き重要であるほか、昨今のクロスボーダー取引の増大等を考慮すれば、経済安全保障の観点からも、両者が相まって外国性について規制する現行の仕組みは、基本的には妥当と考えられるのではないか。

主要論点の整理(1)

〔構成員からの主な意見〕

- ▶ 外為法における指定業種としての規律と、独立して放送法や電波法といった別の法律の体系で規制がかかっているが、認定取消しなどの担保措置を講じることとの関係で、外為法の外資規制と重疊的に一定の規制をそれぞれの法律の目的に照らして行っていく必要があり、放送法、電波法、通信関係のNTT法なども含めて規制をかけていくということについては合理的な理由があるのではないかと(第1回 大谷構成員)
- ▶ 歴史的な経緯もあって、さらには、放送と通信が全く以前は別物として整理されてきたこともあり、制度設計も非常に多様なものになっている。外資規制の実効性を確保するため、透明性を高めるにはどうすればよいかという点は議論していく必要がある。放送に関しては電波監理審議会からの要望が出ており、放送に加えて通信に関しても、その立法理由を確認しながら、妥当性を確認しながら考えていきたい(第1回 森川構成員)
- ▶ 外為法は、株式を取得しようとする投資家や関係者を役員に指名して送り込もうというように、投資家自身が届出をしたり、審査を受けるという建て付けの制度であるのに対して、放送法上の外資規制は、放送事業者自身が20%以上の保有を外資からは受けないという、事業者の規律としての建て付けなのかなと思った(第1回 神保構成員)
- ▶ 通信事業は、外為法において、指定業種の指定の観点のうち、公共性や公共の秩序といった点にとどまらず、国の安全のサイバーセキュリティの観点といった観点で非常に厳格な審査が行われ始めていると思っている。電気通信事業法には外資規制の規律がなく、外為法の個別の投資家別のアプローチとなるが、国の安全の観点から懸念のあるような投資家からの影響を受けることとならないか、サービスが影響を受けないかという審査がなされていくのは、それでよいのではないかと理解している(第1回 神保構成員)
- ▶ それぞれの制度がつくられた時点では、それぞれの理由を持ってつくられていたわけだが、並べてみると必ずしも分かりやすくない部分があり、あるいは当時、諸外国の状況も見ながらつくった制度だが、諸外国のほうの制度が変わってしまっていたり、あるいは現在の情報通信の社会的な意義とか環境が時代によって変わってきているといったこともあり、どのように考えるかが難しいところもある(第1回 山本座長)
- ▶ 外資規制の具体的内容や現在の状況については、それほど大きな転換が必要だとは思えない。外為法の規制とは、若干、制度や論点が異なるもので、十分根拠もあると思う(第3回 根本構成員)
- ▶ 外為法との関係や、直接出資、間接出資をどこまで規制するかといった枠組みについては、これまでの歴史的な経緯とかに鑑みても、今、大きく、これをこう変えるべきだということまでのニーズとか要請というのがなく、基本的な枠組みというのは維持できるのかなと思う(第3回 庭野構成員)
- ▶ 各業法で外資規制があるものと外為法上の取扱いにずれがある分野もあるが、そこが整合しているかどうかを継続して見ていく必要があると感じた。例えば、放送業は放送法自体に外資規制があり、外為法上でも指定業種になっているので、コミュニティ放送に係る放送法の外資規制をなくしたとしても、コミュニティ放送事業者に出資等しようとする場合には、外為法に基づく手続が必要となり、個別に安全保障上の問題がないかどうかという審査が担保されることを確認することが必要だと思う(第4回 神保構成員)

(2) 出資規制及び外国人役員就任規制の在り方

① 議決権割合及び役員の外資性

- ✓ 現状の出資規制や外国人役員就任規制について、電波法では、電波の周波数の有限希少性に立脚し、一部の無線局については議決権割合が3分の1未満^{※1}、外国人が代表者でないこと及び外国人役員割合が3分の1未満とされている。また、NTT法では、NTT持株会社については、外国人等の支配により被る国の安全上の問題や影響を未然に防ぐため、議決権割合が3分の1未満^{※1}、外国人が役員に就任できないとされている。他方、放送法では、言論・報道機関としての社会的影響力から、議決権割合については上乗せの措置が講じられ5分の1未満^{※2}、外国人が特定役員(業務執行取締役等)に就任できないとされている。
- ✓ また、衛星基幹放送とは異なり、地上基幹放送は、災害情報等の国民生活に不可欠な情報を提供する役割を担い、その影響力が特に大きいほか、我が国を取り巻く対内投資の環境変化等を踏まえ、外資規制の趣旨を徹底するため、更に間接出資規制が課されている。
- ✓ このほか、外為法では、国の安全等の観点から、一部の業種への対内直接投資等(上場会社の株式所有割合・議決権割合が1%以上となる場合等)に対して事前届出が義務付けられている^{※3}。
- ✓ こうした議決権割合や投資に関する規制は個別法の目的を達成するために一定の役割を果たしており、現行の個別法における規制の水準の検討に当たっては、電波の有限希少性等に加え、経済安全保障の観点も念頭においても、その個別法の規制の水準を見直すほどの変化は生じていないと考えられるかどうか。
- ✓ 一方で、実際に事業者等が外資比率の基準を超えたとき等には、認定等を取り消す現行制度のほか、是正を促す制度を導入することも考えられるのではないか。
- ✓ また、個別の業種の実情に照らすと、地域の実情を踏まえた地域密着性を重視すべき分野等もあるといった指摘を踏まえると、そのような分野については、外資規制の趣旨を損なわないようにしつつ、出資規制や外国人役員就任規制を見直す必要があるのではないか。

※1 会社法等では、出席株主の3分の1以上の議決権の行使により、特別決議の否決が可能となる。

※2 会社法等における持分法連結対象となる関連会社の判定基準では関連会社の意思決定に重要な影響を及ぼすことができ、かつ、その親会社等の議決権割合が5分の1以上とされている。

※3 一定の要件に該当する場合、事前届出並びに財務大臣及び事業所管大臣による審査が免除される。

主要論点の整理(2) (続き)

〔関係団体からの主な意見〕

- 規制の趣旨は妥当(民放連)
- 間接比率の計算に関して、間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難という大きな問題が存在する。例えば、間接出資の10%未満の特例条項を守るためには、出資関係を全て洗い出さないと、間接出資が10%以上なのか10%未満なのか把握できない(民放連)
- 現在の内容で問題ないという意見が大半。また、間接出資の規制導入に賛成する者はいなかった(衛放協)
- 一部事業者から、有料放送等については適用外とすることを検討していただきたいという意見があった(衛放協)
- (基幹放送局提供事業者(衛星)に関して)放送が継続できれば何の問題もないという趣旨だが、一部事業者から、撤廃があれば一番安心という意見があった(衛放協)
- 今後も法令に基づき外資規制を遵守していく考え(NTT)
- 規制を遵守していくためには、実務的に対応可能であることが必要(NTT)

〔構成員からの主な意見〕

- 事業者ごとに割合(閾値)をそろえればよいということではないと思う。基幹放送の5分の1といった閾値について、放送事業者は必ずしも財務基盤が盤石ではないといったところもあるかと思うので、そういったところで5分の1にも理由があり、3分の1も特別決議を回避できればよいというような基準だけで考える必要はないのではないか(第1回 大谷構成員)
- 影響を与えようとする行為を、放送局に対していろいろな要求をするという株主があった場合、株主に限らず影響を及ぼそうとする人はいるのかもしれないが、そういった行為について制約が課されているということは特になく、放送事業者が自分自身でそこは守っていくと理解(第1回 神保構成員)
- 社会的な影響力は、放送番組を通じて行使し得るものではないか(第2回 大谷構成員)
- 規制を受ける事業者にとって、各種の規制がバラバラに適用されることで、規制の遵守が難しくなっていることや、事業者にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいといったニーズがあれば、ある程度耳を傾けていく必要もあるのではないか(第1回 大谷構成員)
- 中立な放送内容を心がけることさえ決まっていれば、全般的に外資規制は不要ではないか(第2回 神保構成員)
- (基幹放送局提供事業者(衛星)に関して)放送設備の保有者であり、事業の休廃止が、外資規制のない世界で発生した場合には、多大な影響を及ぼすものであるので、現行レベルでの外資規制は必要ではないか(第2回 大谷構成員)
- (一部再掲)外資規制の具体的内容や現在の状況については、それほど大きな転換が必要だとは思えない。外為法の規制とは、若干、制度や論点が異なるもので、十分根拠もあると思う。また、業種によって、閾値や規制内容が若干変わったということ自体は、それほど問題とは思わなかった(第3回 根本構成員)
- (再掲)外為法との関係や、直接出資、間接出資をどこまで規制するかといった枠組みについては、これまでの歴史的な経緯とくに鑑みても、今、大きく、これをこう変えるべきだということまでのニーズとか要請というのがなく、基本的な枠組みというのは維持できるのかなと思う(第3回 庭野構成員)
- 「これらの規制の水準等の適正性について、検討する必要があるのではないか」に関して、人工衛星や船舶局のように使用する周波数が国際的に決まっているなどにより日本の周波数の逼迫には影響しないようなものを除けば、電波法における電波の周波数の有限希少性、NTT法における外国人等の支配により被る国の安全上の問題や影響の未然防止、放送法における言論・報道機関としての社会的影響力に関して、規制の水準を変更するほどの変化は生じていないと思う。水準の変更に関する要望が関係団体からも出ていないことも踏まえ、電波法や放送法等の個別法における出資規制等の水準に関しては、現状を維持することで良いと思う(第4回(追加) 森川構成員)

② コミュニティ放送に係る外資規制

- ✓ コミュニティ放送は、基幹放送として、地域の話題や災害時などにおけるきめ細やかな情報等を提供し、地域の活性化等に寄与する地域密着型メディアとしての重要な役割を果たしている。
- ✓ その一方で、放送対象地域が一の市区町村であることが基本のコミュニティ放送事業者にとって、(1)出資者が限定され、免許時等から大きな変更が生じにくい実情があること、(2)外国人居住者の多い地域においても外国人役員就任規制が課せられていること、といった状況を踏まえると、少人数で申請書類等の作成をすること、個人出資者の相続や婚姻等による影響を大きく受けやすいことや、役員の人選に苦慮している状況にある中で、他の地上基幹放送事業者と同じ出資規制や外国人役員就任規制が真に必要なのかとの意見があった。
- ✓ 県域でのFM放送を行う地上基幹放送の仕組みが確保されている中で、一の市区町村を基本としてFM放送を行っているコミュニティ放送に適用される外資規制については、必ずしも他の地上基幹放送と完全に一致している必要はないのではないか。
- ✓ 基幹放送事業者の中での制度的な整合性に留意しつつ、コミュニティ放送の特性を踏まえて、出資規制や外国人役員就任規制について、具体的にどのような見直しを行うことが適当か。

- 放送事業者等に適用される放送法・電波法の外資規制は、下表のとおり、3つのパターンに大別される。
- 外国人役員の制限、議決権割合の閾値及び間接出資規制の有無は、
 - ① 電波の有限希少性に基づく自国民優先
 - ② (①に加えて) 言論・報道機関としての社会的影響力
 - ③ (①及び②に加えて) 国民生活に不可欠な情報の提供や出資の在り方の変化への対応等を踏まえた規律の考え方に応じて、差異が設けられている。

| | | ① | ② | ③ |
|-----------|-------------|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 外資規制 | 外国人役員 | 代表者でないこと 役員の3分の1未満 | 業務執行取締役でないこと ^(※1,2) | 取締役でないこと ^(※1) |
| | 議決権割合 | 3分の1未満 | 5分の1未満 | 5分の1未満 |
| | 直接/間接出資規制の別 | 直接 | 直接 | 直接 + 間接 |
| 該当の放送事業者等 | | 基幹放送局提供事業者 (衛星) ^注 | 認定基幹放送事業者 (衛星) ^注 | 認定基幹放送事業者 (地上) 基幹放送局提供事業者 (地上) 特定地上基幹放送事業者 コミュニティ放送 認定放送持株会社 |

注 移動受信用地上基幹放送についても該当。
 ※1 株式会社、一般社団法人等法人又は団体の区分に応じて、外資規制に係る役員が定められている(特定役員)。ここでは、取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)について記載。
 ※2 衛星基幹放送事業者及び移動受信用地上基幹放送事業者については、取締役の総数に占める社外取締役等業務を執行しない取締役の割合が、
 ①3分の1以下の場合:業務執行取締役でないこと、②3分の1を超える場合:取締役でないこと。
 (根拠規定:「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令」(平成27年総務省令第26号)第3条 等)

主要論点の整理(2) (続き)

〔関係団体からの主な意見〕

- 基本的には外資規制の趣旨に賛同する部分があり、前提条件として受け入れているが、例えば出資者の相続や国際結婚、地域企業が買収を受けたというような案件が出てきた場合に、その個人の影響を非常に受けやすい。特に外国人居住者の多い地域では考慮すべき問題となることがあるという背景から、直接・間接出資に関する規制及び外国人役員の人数の緩和(撤廃)を要望する(コミュニティ放送協会)
- 外国性にとらわれず出資を受けたいといった状況はあると思う(コミュニティ放送協会)
- 災害時において外資系の影響力が出ることは考えにくいのではないかと(コミュニティ放送協会)

〔構成員からの主な意見〕

- コミュニティ放送については、実際に人手が足りないのも事実だと思うし、外資規制違反が生じた場合の社会的影響というのは直ちに大きなものとはなりにくいと思うので、報告の頻度というのを低減する、あるいはそれに伴って取消猶予等の措置を講じる場合の猶予期間とを少し長期に設定するというのも考え得るのではないかと(第3回 大谷構成員)
- コミュニティ放送にはほかと同じような役員規制が必要なのかという点については、確かに議論の余地があるのかなと思う(第3回 根本構成員)
- コミュニティ放送事業者も基幹放送の中に入るから外資規制の対象になっているということだと理解した。業法の規制の構造上の問題なのかなとも思ったが、衛星放送の中にも衛星基幹放送と衛星一般放送があるように、例えば、地上放送の中にもコミュニティ放送のような非常に狭い範囲でだけ無線を使う場合には一般放送事業者とカテゴライズするという点については、難しい問題なのかどうか、また、そういったことを考えるとほかにもいろいろな問題が生じてくるものなのかどうか、今後の議論のときに事務局からお伺いしたい(第3回 神保構成員)
- 例えば出力や地域が限定されているといった特性から、特例や承認を与える、又は別の枠組みを設けて規制の対象から外すことができないかといった点は考えてもいいのかもしれない。つまるところ、基幹放送と位置づけるべきなのかどうかということにも通ずるものかと思う(第3回 庭野構成員)
- コミュニティ放送に関する規制は、地域の情報発信や地域の安全対策、災害対策といったものを考慮しても、あまり事業者の行動を制約しない形が望ましいのか(第4回 根本構成員)
- 現行の5分の1という出資規制の基準値を、例えば3分の1にするとかというような方向も考えられると思う。役員就任規制については、依然困られていると思うことであれば、緩和することも考えられるのではないかと(第4回 大谷構成員)
- 全国にコミュニティ放送事業者が多数ある中で、規模に応じて、その地域に与える社会的影響の多寡というのも変わってくると思う。やはり放送法の観点からしますと、社会的影響に与える実質的な影響を測り、一定の規模の事業者については規制緩和の対象とし、複数のコミュニティ放送について出資しているような、特別に影響力の高い事業者については、規制緩和を限定的なものにするように、少し差をつけていくことも、方策として考えられるのではないかと(第4回 大谷構成員)
- 複数のコミュニティ放送事業者を持つような事業者には、規制緩和の程度を少し限定的にする必要があるのではないかと御指摘は、私ももともとだと思う。規制を緩和するまでは良いが、次々と各市区町村のコミュニティ放送事業者を取得していき、各市区町村において安全保障上の支障となるような放送が行われたりすることがないのかという点は、要注意ではないかと(第4回 神保構成員)

[構成員からの主な意見(続き)]

- (再掲)各業法で外資規制があるものと外為法上の取扱いにずれがある分野もあるが、そこが整合しているかどうかを継続して見ていく必要があると感じた。例えば、放送業は放送法自体に外資規制があり、外為法上でも指定業種になっているので、コミュニティ放送に係る放送法の外資規制をなくしたとしても、コミュニティ放送事業者に出資等をしようとする場合には、外為法に基づく手続が必要となり、個別に安全保障上の問題がないかどうかという審査が担保されることを確認することが必要だと思う(第4回 神保構成員)
- 放送法上の外資規制が撤廃されたというニュースが先行し、外為法上の手続が懈怠する事例がたくさん出てきてしまうと困るので、例えば事業者がコミュニティ放送の免許を取得するときに、外為法に基づく審査が終わっているかどうか確認するという連携が必要になってくるだろう(第4回 神保構成員)
- 規制を緩和する場合、具体的にどのようにするのかという線引きが難しい点もあるのかなとは思いますが、例えば議決権比率の基準値を20%から33%にするような、少し緩和したという場合、問題に直面している事業者に対して、それで本当に問題解決するものであるかという点はちょっと気になる。本当に問題を解決するためには、少しの緩和というよりは、しっかりと例外を適用しないと駄目なケースもあるのかなと思う。そうなったときに、放送業が外為法に基づく審査の対象ということであれば、外資は、外為法に基づく審査を受ける必要があることを理解した上で議決権を持つことになるので、そのような方法により安全保障を確保する仕方もあるかなと思う(第4回 庭野構成員)
- 外国人の方が役員に就くことができなくて困ったという事象があったり、あるいは外国人の労働者を例えばたくさん雇用している会社が運営したいと思うということもあたりするのかなという実態を考えると、形式的に議決権割合が3分の1である点や、外国人は代表者と役員には一律になれないという規制が残ってしまうと、せっかく規制緩和をしたにも関わらず、運用としては、少し実態にそぐわないということになるのではないかな。なので、個人的には、全体的に緩和をしたとしても、50%以上であれば外為法にひっかかるし、役員選任についても、外為法上の指定業種であれば外為法に基づく審査の対象になるということなので、こちらに任せるとしても一つの案ではないかな(第4回 神保構成員)

③ 放送・通信事業以外の無線局の外資規制

- ✓ 多くの先進国が無線局に係る外資規制を課していない中で、我が国の電波法は、船舶や航空機に開設する無線局や人工衛星に関する無線局等(電気通信業務用や外国の船舶や航空機に開設する無線局※等を除く。)に外資規制を課している。
- ✓ まず、船舶や航空機に開設する無線局については、移動しながら使用するため周波数を占有しないこと等を踏まえれば、外資規制を課して外国性を排除する必要性はないとの意見があった。
- ✓ 加えて、これら以外で外資規制が残る航空局等の移動しない無線局も、運用停止により人命や航行の安全を損なう恐れがあるものについては、外資規制に違反したことで直ちにこの運用を停止するような事態は避けるべきとの意見があった。
- ✓ 従って、船舶や航空機に開設する無線局の外資規制については、撤廃を視野に入れて検討すべきではないか。また、外資規制が残る無線局であっても、人命や航行の安全に係るものについては、外資規制に違反したことで直ちにこの運用を停止するのではなく、猶予するなどの措置を検討することが必要ではないか。
- ✓ 次に、地球観測衛星等の人工衛星に関する無線局については、宇宙産業がグローバルな市場であることから、外資規制が日本のベンチャー企業等が外国から資金調達をする際の障害となるとの意見があった。また、地球観測衛星の技術保護・情報保護等の観点から、適切な規制は必要との意見があった。従って、人工衛星に関する無線局の外資規制の見直しについては、経済安全保障等の観点も十分に考慮して検討すべきではないか。

※ 船舶安全法第29条の7に規定する船舶に開設する無線局及び航空法第127条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設する無線局

主要論点の整理(2) (続き)

〔関係団体からの主な意見〕

- 宇宙産業はグローバルな市場であり、今後宇宙ベンチャーはじめ宇宙産業の事業者が資金を調達する際に、上記外資規制が足枷となり国外からの調達が妨げられることは結果として事業拡大の阻害となる可能性がある。これを考慮した制度として頂きたい。ただし、地球観測衛星が国家安全保障の重要な要因であることに鑑み、国産能力の保持や技術保護・情報保護の観点から、適切な規制は必要である(QPS研究所)
- 海上通信は、航行の安全の確保等のために、極めて重要な役割を果たしており、船舶に開設する無線局は、以下の観点から外資規制で外国性を排除する必要はないと思われる。
 - ・船舶に開設される無線局は、移動しながら通信等を行うため、電波を占有する性質のものではなく、局数の増加が周波数逼迫に影響を与える恐れがない。
 - ・更に、船舶を保有する企業は、株式売買等により外資規制に抵触した場合、無線局が運用できなくなる。これは、船舶を保有する企業にとって、事業の国際化等の障害にもなりうるものである。これにより船舶の保有意欲が低下することも懸念され、船用機器メーカーにとっても販売機会の損失に繋がる可能性がある(全国船舶無線協会)
- 船舶に開設する無線局以外の海岸局やレーダーなどについては、人命の保護や航行の安全を損なう恐れが考えられることから、外資規制に違反したことで直ちにこの運用を停止するような事態は少なくとも避けるべきと考える(全国船舶無線協会)
- 航空運送事業者における無線通信範囲は、航空機局と航空局の間、また航行に必要なレーダー等に限られている。このうち航空機局については、世界的に標準化された設備・周波数等を用いて外国・内国問わず共通に運用されていること、航空局が指定する周波数を使用するため局数が増えても、周波数の逼迫に影響がないこと等を踏まえれば、外資規制をかけて内国を優先する必要はないと考える(定期航空協会)

〔構成員からの主な意見〕

- 国際競争力強化の観点からも、我が国として前向きに考えなければいけないと思っている。そもそも宇宙産業は資金調達が国内だけでは十分できないかもしれない。そういう場合に外資規制が投資の足かせになったら、外国から免許を受けるという可能性がある。影響度合いとしては、QPS研究所が行っている地球観測よりも電気通信業務の方が圧倒的に社会に与える影響が大きいにもかかわらず、電気通信業務の用途で使用される無線局に関しては外資規制が撤廃されており、今回を契機に外資規制を外すという方向も、検討すると良いのではないかと(第3回 森川構成員)
- 仮に電波法上の外資規制を撤廃した場合に、セキュリティ上の懸念はないのか(第3回 根本構成員)
- 船舶局と航空機局は、世界共通の周波数を使い移動しながら通信を行うもので、周波数の占有性は低いこと、諸外国でも外資規制が撤廃されていることから、電波の有限希少性を理由とする自国民優先といった電波法の外資規制の趣旨から、対象とする意義はそれほど高くない(第4回 森川構成員)
- 海岸局や航空局は、航行の安全に重要な役割を果たしており、免許の取消しによって、航行の安全に支障が生じることがないようにすることが重要であり、必要があると認めるときは、認定または免許の取消しを猶予するなどの措置を検討することが必要(第4回 森川構成員)
- 電波法の規制の趣旨といったものに照らして、人工衛星の無線局も外資規制を撤廃しても差し支えないかどうかといったことについて、もう少し明確に理由を述べていく必要があるのではないかと(第4回 大谷構成員)

(3) 外資規制の実効性確保方策

① 外資規制の適合状況の把握等

- ✓ 放送に係る外資規制の実効性を確保する観点から、放送事業者等における外資規制の適合状況については、申請時の確認と厳格かつ定期的な確認が重要である。
- ✓ そのため、まず速やかに対応可能なものから取り組む観点から、資料の提出を求めることができる事項や、外資規制の適合状況の把握・検証を可能とする様式について、政省令改正により整備することとされた。
- ✓ また、事業者における外資規制の適合状況の定期的な確認においては、事業者・行政庁双方による確認が重要であることから、行政庁が定期的に事業者の外資規制の適合状況をチェックする制度の整備が必要ではないか。
- ✓ なお、外資規制の適合状況の把握に当たっては、事業者等から外国性を証明する書類等について指針を示すことや、事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化や、報告頻度の低減の必要性といった意見を踏まえて、事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を検討する必要があるのではないか。

主要論点の整理(3) (続き)

〔関係団体からの主な意見〕

- 株主名簿には氏名や住所などの個人情報に記載されており、漏洩リスク等の観点から株主名簿の提出を必要としない制度が望ましい(民放連)
- 非上場企業が多いローカル局については、提出できる資料が限られていることから、実情を踏まえた配慮が必要(民放連)
- 様々なやり方で株式管理をしているところ、事業者の実務を十分に酌み取っていただきたいということと、ほかの制度との整合性を考慮していただきながら、提出の頻度や提出フォーマットを検討していただきたい(民放連)
- 膨大な資料を集めて総務省に出し、総務省の担当が全部確認しなければならないというのも、相当大変ではないか。行政と事業者双方にとって実務的に対応可能だということは、とても大事な視点(民放連)
- 行政から、根拠となる書類などについて指針のようなものを示してもらえると事業者としては助かる(民放連)
- 実務面では役員の外国性の把握は難しいという声も会員各社から聞こえており、外国性を証明する書類など民放各社の参考になるガイドラインのようなものができないか検討して欲しい(民放連)
- 免許申請する放送事業者が、自身の外資規制違反を把握できるような様式の提出書類を検討していただきたい(衛放協)
- 事務作業の負担を考慮し、提出書類の簡略化を要望(コミュニティ放送協会)
- 規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーションが必要(民放連)
- 15%に達した際の公告ルールという現行制度に異論はない(民放連)
- 免許・認定申請時から大きな変更が生じにくい点を踏まえ、総務省への報告は内容に変更が生じたときのみにするなど、現行よりも報告頻度の低減を要望(コミュニティ放送協会)
- 危険水域の設定(対象者は、提出期間短縮)や危険水域事業者に対する厳しい確認ルールの構築を検討していただきたい(衛放協)

〔構成員からの主な意見〕

- 外資規制の実効性を確保するため、透明性を高めるにはどうすればよいかという点は議論していく必要がある(第1回 森川構成員)
- (再掲)規制を受ける事業者にとって、各種の規制がバラバラに適用されることで、規制の遵守が難しくなっていることや、事業者にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいといったニーズがあれば、ある程度耳を傾けていく必要もあるのではないかと(第1回 大谷構成員)
- 審査の効率を上げつつ、審査担当者にとって必要な情報が簡便に見えるような仕組みをぜひ早めに整えていただきたい(第1回 大谷構成員)
- 株主名簿は、証憑として求めるのであれば、最も適切な資料なのではないかと(第2回 神保構成員)
- 報告の仕方に関して、デジタルの活用という観点から、データのやり取りができるような仕組みもお考えいただければと思っている。データを集められるようになれば、経年変化があっても全てのデータとして容易に活用することが将来可能になる(第3回 森川構成員)
- コミュニティ放送から話のあった人手不足という点は事実であろうし、外資規制に違反した場合の社会的影響は直ちに大きくはなりにくいであろうから、報告の頻度を低減するとか、取消しまでの猶予期間を長めに設定するといった措置が考えられるのではないかと(第3回 大谷構成員)
- 上場企業であれば、どういう株主がどういう議決権を行使するかというのは、経営上、知らざるを得ないことだと思う。絶対必要なことだと思うし、IRといった活動上も必要なことなので、これはいろいろな調査手段が使われるのが普通ではないかなと思う。そういう意味では、直接出資における外資規制違反というのは結構例外的なことではないかなとは思っている。審査体制の強化や、レポートでかなり透明性を高められているので、猶予制度を設けるなら、実効性を見て、これはやはり難しいねと思ったら、そこを緩和してから決めてもいいのかなとは思っているが、皆様が猶予をつくるべきというのであれば、非常に強く反対はしません。ただし、その場合は、多少ペナルティーというのか、名前を公表されるとか、ここにはなるべく行かないでくださいというようなことをしないと、おそらく実効性を高めるどころか、モチベーションが上がらなくなってしまうので、そういう措置はあったほうが良い(第4回 根本構成員)

② 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法の妥当性

- ✓ 地上基幹放送及び認定放送持株会社においては、衛星基幹放送等と比較してその社会的影響力が特に大きいことから、間接出資規制が課されている。同様に間接出資規制はNTTに対しても課されているところである。
- ✓ 間接出資規制における議決権割合の具体的な計算方法については、それぞれの省令において規定されているところであるが、放送については、特にその計算に係る負担が大きいと事業者等から指摘されているところ、その計算方法について規制が設けられている趣旨も踏まえつつ、より合理的な計算方法に向けた見直しについて検討すべきではないか。
- ✓ また、その検討に当たっては、他の法令で整備されている仕組みも参考にし、事業者等の負担に考慮した仕組みの導入も検討する必要があるのではないか。

〔関係団体からの主な意見〕

- (再掲)間接比率の計算に関して、間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難という大きな問題が存在する。例えば、間接出資の10%未満の特例条項を守るためには、出資関係を全て洗い出さないと、間接出資が10%以上なのか10%未満なのか把握できない(民放連)
- (再掲)規制を遵守していくためには、実務的に対応可能であることが必要(NTT)
- 外国人等による直接保有分については、証券保管振替機構からの通知により正確に把握できるのに対し、間接保有分については、当社の10分の1以上の議決権を保有する日本法人・団体に対し、当社が当該法人・団体の株主に関する情報の提供を個別に依頼することになるが、現状、その情報の正確性は、当該法人・団体の対応に委ねられている(NTT)
- 情報の正確性を担保するため、例えば、当該法人・団体に対して外国人等による当該法人・団体に対する議決権割合について、報告義務を課すことが考えられる(NTT)
- 当社の10分の1以上の議決権を保有する日本法人・団体から提供された情報に誤謬があった場合において、それらの事情により、適切な名義書換拒否が行えなかったときは、当社の責任が問われないようにしていただきたい(NTT)

〔構成員からの主な意見〕

- (再掲)外資規制の実効性を確保するため、透明性を高めるにはどうすればよいかという点は議論していく必要がある(第1回 森川構成員)
- 間接出資の把握の仕方について、脱法を防止するという観点から非常に複雑な構成になっているのだと思うが、事実上、ちゃんと把握して集計することが非常に難しい状況を理解した。そういったものを前提にしても、こういう規制を残すべきなのかどうか考えた方がよい(第3回 庭野構成員)
- 今後、外資規制の履行を厳しくチェックしていくということになると、現実にその履行が困難なことまで規制の中に入れておくことがよいのかという話になる可能性がある。現実に、どこまで把握できるのかということもにらみながら、あるいは規制そのものが本当に合理的なのかというところも考えていかなくてはいけない(第3回 山本座長)

(4) 外資規制の担保措置の在り方

① 事業者等による補完措置

- ✓ 外国人等の議決権割合を規制範囲内に維持するための手段として、放送事業者等においては名義書換拒否制度や議決権制限制度が設けられており、NTTにおいても同趣旨の制度が設けられている。
- ✓ 名義書換拒否制度等については、事業者において外国人等の議決権割合を規制範囲内に抑える役割を果たしており、引き続き、外資規制に適合していることを維持するための補完措置として必要ではないか。
- ✓ また、これらの補完措置を機能させるため、事業者において、相互保有株式等の議決権を有しない株式も十分に把握し、議決権割合の算定を遺漏なく行う等の取組も必要ではないか。

〔関係団体からの主な意見〕

- 民放の経営について、外資規制の目的である外国性の制限ということは、議決権の制限や名義書換拒否制度で、しっかり確保されている、担保されているのではないかと(民放連)
- 名義書換拒否に係る手前の予防的な仕組みについて、行政と事業者が共に違反を防ぐためにできる有効な手立てがないかと考えている(民放連)
- 危険水域の設定(対象者は、提出期間短縮)や危険水域事業者に対する厳しい確認ルールの構築を検討していただきたい(衛放協)

〔構成員からの主な意見〕

- 議決権は会社法上非常に重要な株主の権利であって、それを奪うというのはかなりドラスティックな対処法だと思っており、そういった形の解決が放送法上はあるところは、外為法だけではとても達成できないところではないかと思う(第1回 神保構成員)

② 行政による是正措置

- ✓ 外資規制に不適合となった事業者について、放送法及び電波法は、総務大臣はその認定又は免許を取り消さなければならないと規定されている。
- ✓ 他方、事業者が外資規制に不適合となる要因について、必ずしも事業者に帰責事由があるとは限らない。事業者の責に帰さない場合にも他の要素を考慮せずに一律に認定又は免許を取り消すとすれば、かえって視聴者の不利益になるのではないか。
- ✓ また、放送事業者等が外資規制に不適合となったことにつき、事業者に一定の過失がある場合には、まず、放送事業者等に不適合状態の解消を促すべきケースもあるのではないか。
- ✓ 具体的には、不適合となった状況(不適合の態様、過失の度合い、解消に係る期間等を考慮)や、放送を停止した場合の視聴者の不利益、放送を継続した場合の外国人等の支配による不利益の有無を勘案して、その度合い等により、まず、放送事業者等に不適合状態の解消を促す措置を導入することについて検討することが必要ではないか。
- ✓ 外資規制に不適合となった放送事業者等に不適合状態の解消を促すこととする場合、これらのほかにどのような事由・要素があり得るか。
- ✓ なお、上記の判断については、透明性が確保されるようにすべきではないか。

主要論点の整理(4) (続き)

〔関係団体からの主な意見〕

- 地上基幹放送等の免許・認定の取消しは、事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、放送を継続しながら違反状態を是正可能な制度が適切ではないか(民放連)
- 取消が猶予されるから外資規制に違反してもよいという認識ではなく、条件を満たさない場合には、いずれ認定が取り消されるものと考えべき(民放連)
- 現行の法律では、免許や認定の有効期間の残存期間で、その一定の期間を指定して、取り消さないことができるという規定になっているが、例えば、発覚したときに免許認定の直前だったら一体どうなるのだろうと考えると、なかなか難しいところであり、本当にこの規定で大丈夫だろうかという意見も出ていた(民放連)
- 具体的な(猶予)期間としては、その違反する内容によると思っており、即答できかねる部分があるが、是正期間のようなものが設けられるということであれば、非常にありがたい(コミュニティ放送協会)
- 故意的な事案を除いて、違反による即時の認定取消しは避けるべき(衛放協) 基幹放送局提供事業者(ハード)が違反した場合でも、視聴者保護の観点から、放送を継続できる仕組みの構築を要望(衛放協)

〔構成員からの主な意見〕

- 違反状態が発生又は判明したときは、認定の取消しを行う前に一定の猶予期間を設け、その期間に違反状態を是正するよう促し、それでも違反状態が是正されないような場合に取り消すような仕組みを設けてはどうか(第2回 神保構成員)
- 間接出資の場合には、各事業者が自分自身のコントロールできない事情で違反するという事も生じる。間違えた報告が来るという誤謬のケースもあって正確に把握することが大変難しいことや、リアルタイムに把握する手段も持っていないということを考えると、認定放送持株会社も含めて、認定取消しに至る取消猶予の制度は、ぜひ導入すべきではないか。もちろん事業者側の都合だけではなく、免許や認定の取消しが生じた場合には、放送の受容者である視聴者等にとって計り知れない影響が生じ得るということを考えると、ぜひとも早期に実現しなければいけない制度ではないか(第3回 大谷構成員)
- 取消し猶予の仕組みを直接出資についても設けるかどうかについては、基本的には間接出資の場合とは異なり、事業者自身がコントロールできないケースは極めて少ないと思われるが、うっかり計算ミスが皆無ではないのかもしれないので、一旦、取消猶予の仕組みの要否について議論しておくべきではないか(第3回 大谷構成員)
- 時間的な猶予を与える点については、趣旨は分かるが、少し慎重に考えるべきではないか。間接出資のように、事業者の方が完璧にできないところで猶予も設けるとするのは分かる。他方、直接出資については、特に上場企業などでは絶対に把握ができるはずだと思うところ、そちらをきっちりと報告できる体制を整えて、事後モニタリングできる仕組みを作ることがすごく重要であり、それができなくても、救済もあるというのはどうなのか。まず、ちゃんと実効性を確保するところではないか。そうでないと、真剣に取り組まれるところが損を見るということになってしまうので、そうならないような対応が必要。また、現在の制度でも必要的な取消しとなっていて、ある程度のアローアンスがあるわけなので、その範囲の中で対応できるものではないのか、その新たな運用期間というものをどういう形で設けるのか、もう少し議論が必要なのかなと思う(第3回 根本構成員)
- 間接保有規制の場合に猶予措置があるべしというのは、そのとおりに思う(第3回 庭野構成員)

主要論点の整理(4) (続き)

[構成員からの主な意見(続き)]

- 直接の場合にも猶予措置を認めるべきかどうかという点に関しては、直接出資だからといって発行会社で正確に状況を把握できるかという点、非上場の場合は把握できる、あるいは把握すべきだということかもしれないが、上場会社の場合は、例えば信託等の問題もあるので、必ずしもそうでもないのではないかとこの疑問が湧いた。なので、直接出資に関しても、場合によっては一旦、是正措置の命令を出し、それに従わない、あるいは一定の期間内に提出できない場合に対応するというような仕組みも要るのではないかと。というのは、現に違反していて、または、違反の状態が一時的な解消ではなく、現に違反している状態に近い状態だと確認してから認定を取り消すというのが実態的な運用になるということであれば、直接出資規制に形式的に違反してしまった場合でも、現行ルールの実態的な運用にあるような、認定を取り消さないルートはあり得るのではないかと。一方で、絶対に是正措置を取る機会というのを認めなければならない、一発アウトということはあるのかということ、状況によっては一発アウトのルートというのもあり得るのかなと思う(第3回 庭野構成員)
- 是正措置のあり方に関しては、現行の必要的取消しという非常にドラスティックな制度と、取消し猶予という非常に緩い制度しか用意されていないという状態であり、ほかの分野ではあまりないのではないかと。是正命令の制度等が用意されているのが普通であり、そのような中間的な制度を考えていく必要があるのではないかと(第3回 山本座長)
- (再掲)「海岸局」や「航空局」は、航行の安全に重要な役割を果たしており、認定又は免許の取り消しによって、航行の安全に支障が生じることがないようにすることが重要。そのため、放送と同じように、その状況やその他の事情もあわせて勘案して必要があると認めるときは、認定又は免許の取消しを猶予するなどの措置を検討することが必要(第4回 森川構成員)
- やむを得ない事情として、どのような場合に、どういった猶予措置を講じるのかという点について、ある程度ルールを具体的かつ明確にし、特に間接出資等について御意見があったものなどを参考にしながら、透明性のあるルール形成をしていく必要がある。総務省で運用しやすく、かつ、明確なルールの下で猶予しているということが広く伝わるような仕組みを講じる必要があるのではないかと(第4回 大谷構成員)
- どのような場合に取消猶予をするかということや、実際に違反があった場合にどのようなサンクションがあり得るかといった辺りについては、おそらく様々なパターンがあると思うが、この近時の違反事例でもありましたように、あまり気がつかない場合や、意図的に違反をしているわけではないが、ミスがあったというような場合に、あまり強いサンクションが与えられることがないようにした方がよい。他方で、ミスがあったことに対して寛容であり過ぎるのも困るので、うっかりによる違反があった場合には、違反があったということを公表するとか、事業の運営自体には影響がないものの、いずれの事業者においてもきちんとコンプライアンスが確保されるようにする方法を組み合わせていくのがよいと思う(第4回 大谷構成員)
- (再掲) 上場企業であれば、どういう株主がどういう議決権を行使するかというのは、経営上、知らざるを得ないことだと思う。絶対必要なことだと思うし、IRといった活動上も必要なことなので、これはいろいろな調査手段が使われるのが普通ではないかなと思う。そういう意味では、直接出資における外資規制違反というのは結構例外的なことではないかなとは思っている。審査体制の強化や、レポートでかなり透明性を高められているので、猶予制度を設けるなら、実効性を見て、これはやはり難しいねと思ったら、そこを緩和してから決めてもいいのかなとは思っているが、皆様が猶予をつくるべきというのであれば、非常に強く反対はしません。ただし、その場合は、多少ペナルティーというのか、名前を公表されるとか、ここにはなるべく行かないでくださいというようなことをしないと、おそらく実効性を高めるどころか、モチベーションが上がらなくなってしまうので、そういう措置はあったほうが良い(第4回 根本構成員)

(5) 審査体制の在り方

- ✓ 情報通信行政検証委員会の検証結果報告書(第一次)では、「審査の過程で、外資比率について、担当課のチェック体制や分担が明確になっていないこと」等の問題があると認められ、「その改善が急務」である旨、指摘されている。
- ✓ また、経済財政運営と改革の基本方針2021において、「外為法上の投資審査・事後モニタリングについて、関係府省庁の連携強化を進めつつ、執行体制の強化を図るとともに、指定業種の在り方に係る検討を行う」こととされている。
- ✓ こうした指摘を踏まえ、まずは放送分野において審査体制を強化し、各部署における外資規制の審査手法等の共有が図られ、横断的に外資規制審査ができるようにすることが必要ではないか。
- ✓ また、関係事業者等においても、外資規制の実効性を一層確保するため、行政庁に外資規制の適合状況の報告を行うために必要な体制強化等に取り組むことが求められるのではないか。

[関係団体からの主な意見]

- (再掲)規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーションが必要(民放連)
- 主流な意見としては、現状維持又は新組織の整備(衛放協)

[構成員からの主な意見]

- 総務省の事務体制などを高度化することによって実効性を高めていく取組を先行されるということで、これはぜひとも必要(第1回 大谷構成員)
- 審査体制の論点があったが、事業者側にも、これに向き合えるような体制を整備していただきたい(第3回 森川構成員)
- (一部再掲)直接出資については、特に上場企業などでは絶対に把握ができるはずだと思うところ、そちらをきっちり報告できる体制を整えて、事後モニタリングできる仕組みを作ることがすごく重要。まず、ちゃんと実効性を確保するところではないか(第3回 根本構成員)